

誰一人取り残されないデジタルデバイド対策の実施

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備することが不可欠です。

【政策提言の具体的内容】

- (1) 中山間地域において、デジタル活用支援推進事業を自治体が主体的に活用できるスキーム（自治体が主催する講習会へのデジタル活用支援員の派遣や、「全国展開型」における自治体の要請に基づく出張講習会の実施など）とすること
- (2) 地域内で自律的に講習等が行われるよう、国による人材の養成や、地域発の取組（例えば、自治会や集落活動センターなど高齢者等に身近な場所で、スマホの操作や活用方法を教えることのできる人材の養成など）への支援を行うこと

【政策提言の理由】

- 昨年度から令和7年度までの5年間の計画で、国の事業（全国展開型）として、全国の携帯ショップでシニア向けのスマホ教室が実施されていますが、本県内での実施は、高知市と隣接市（南国市・土佐市）の計3市のみとなっています（携帯ショップのある自治体数：34市町村のうち11市2町）。
- こうした携帯ショップは市街地に集中しているため、特に山間部などの中山間地域の住民で移動手段を持たない高齢者などは、スマホ教室や相談会に参加したくても参加できない状況にあります。
- また、携帯ショップのない21町村においては、「地域連携型」を活用したくても、小規模町村では地域内に事業主体となり得る地元のICT企業やNPO法人がない場合が多く、昨年度は、日高村（ひだかむら）の1村のみとなっております。
- なお、R4に「デジタル活用支援員」の派遣制度が創設されましたが、受皿となる事業者主体の用意が「地域連携型」と同様に困難になることが予想されます。
- さらに、スマホなどのデジタル機器に不慣れな高齢者などは、スマホ操作等の講習会を一度受講しただけでは、自分一人で行政手続のオンライン申請やアプリを使ったコミュニケーション、情報収集などを行うことができない場合が多いことから、身近な地域や場所において、何度でも受けられる講習会や気軽に参加できる相談会の実施など、日頃からデジタル機器に慣れることができる環境を整備することにより、デジタル活用を定着させる必要があります。

【高知県担当課】 総務部デジタル政策課